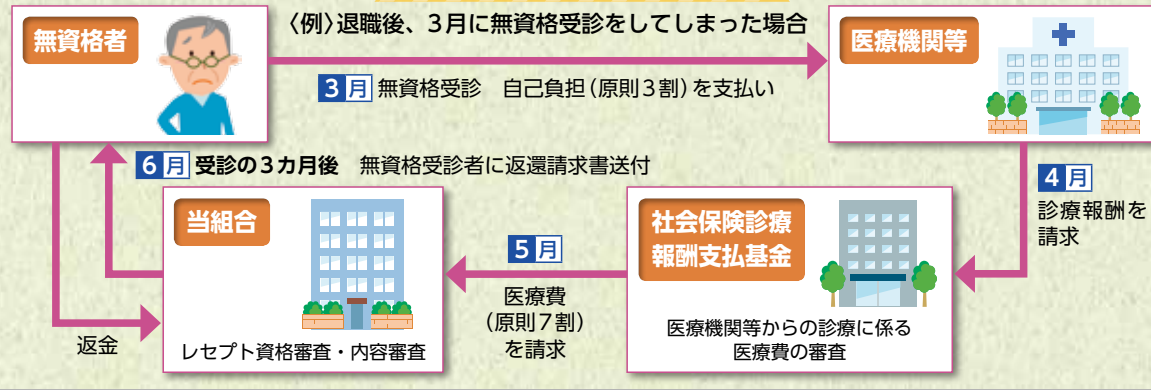


無資格受診の場合は医療費の返還請求をすることがあります!

医療機関等からレセプト(医療費の請求書)が到着後、当組合で資格審査および内容審査を行い、無資格受診分については医療費の返還請求書を送付します。

当組合より、資格喪失後受診についての「返還請求書」が届いた場合は、納付期限までに返金をお願いします。

返還請求までの流れ



返還請求で返金されたあとは…

新しく加入した保険者(健保組合、国民健康保険等)に「療養費」として請求することができます。申請方法・資格の確認等の詳細については、新しく加入した保険者へお問合せください。
※当組合に請求額を支払った際の領収書等は療養費の申請に必要となりますので、大切に保管してください。

誤って資格喪失後に旧保険証を使用した場合、すぐに新しい保険証を医療機関等へ提示すれば、医療機関等が請求先を新しく加入した保険者に変更していただける場合があります。その場合、上記のような事務的な手続きは不要となります。

任意継続被保険者の皆さまへ

任意継続被保険者の保険料が変更になります

平成30年9月30日現在における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額が311,114円となり、健康保険法第47条第1項第2号の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額が次のとおり決定されましたのでお知らせします。

平成31年度任意継続被保険者の標準報酬月額

平成30年度 月額300,000円22等級 ……▶ 平成31年度 月額320,000円23等級

ただし、その方の退職時の標準報酬月額がこの標準報酬月額を下回るときは、退職時の標準報酬月額(等級)とします。

適用年月日 平成31年4月1日

任意継続保険料と国民健康保険料について

任意継続被保険者の保険料は、退職時の標準報酬月額が当組合の前年度9月30日現在の平均標準報酬月額のいずれか低い方で決定されます。また、任意継続被保険者の保険料は料率変更等がない限り、2年間変わらないことを原則としています。一方、国民健康保険の保険料については、前年の所得内容(1月～12月)をもとに計算されます。このため、4月より年間(4月～翌年3月)の保険料が任意継続被保険者の保険料に比べて安くなる場合があります。保険料の金額については、お住まいの市区町村へ各自お問合せください。

また、国民健康保険に切り替える場合は、資格喪失の手続き等の準備がありますので、必ず事前に右記管轄の本・支部までご連絡ください。

問合せ			
記号4000番の方	本部	適用課	TEL 03-3663-1361(代)
記号5000番の方	城西支部	適用係	TEL 03-3342-8821(代)
記号7000番の方	城南支部	適用係	TEL 03-5537-2400(代)
記号8000番の方	城北支部	適用係	TEL 03-3980-1501(代)

健康保険いろは

資格喪失後の無資格受診に注意!

退職日の翌日から 保険証は使えません!



退職などにより当組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、その翌日から保険証は使えません(下欄参照)。資格喪失後に保険証を使用すると、その医療費は当組合で一時的に立て替えることになります。本来この医療費は資格喪失後に新たに参加した保険者(健保組合や国民健康保険等)へ請求されるべき医療費です。この立て替えた医療費は当組合に参加している皆さまの大切な保険料から支払われており、平成29年度(年間)は約8,832万円にのぼりました。

そこで、当組合では、無資格受診者へ返還請求書を送付し医療費の回収に努めています。

皆さまにおかれましては、資格喪失後の無資格受診をしないようご注意願います。

健康保険証はいつまで使えるの?

ご本人(被保険者)の方

保険証が使えるのは「退職日」まで。

資格喪失日^{※1}以降は保険証が使えません。

※1 ・退職日の翌日

※ご家族(被扶養者)も保険証が使えなくなります。

ご家族(被扶養者)の方

保険証が使えるのは「被扶養者でなくなった日の前日」まで。

被扶養者でなくなった日^{※2}以降は保険証が使えません。

※2 ・「被扶養者(異動)届」の被扶養者でなくなった日(例・・・就職、収入超過、扶養変更など)

任意継続被保険者の方

保険証が使えるのは「資格喪失日の前日」まで。

資格喪失日^{※3}以降は保険証が使えません。

※3 ・被保険者期間が2年満了した日の翌日
・就職により新しい健康保険を取得した日
・保険料未納による喪失日(納付期限の翌日)
・死亡日の翌日

※ご家族(被扶養者)も保険証が使えなくなります。

75歳に到達した方

保険証が使えるのは「75歳の誕生日の前日」まで。

資格喪失日^{※4}以降は保険証が使えません。

※4 ・75歳の誕生日の当日<被保険者および被扶養者>(「後期高齢者医療制度」の被保険者となる)

※被保険者が75歳になった時、被扶養者が75歳未満でも同時に保険証が使えなくなりますので、国民健康保険等に参加してください。

※資格喪失の際、保険証は必ずご返却ください。

(被保険者・被扶養者および75歳に到達した方は、会社経由。任意継続被保険者の方は、直接当組合へ。)